ホ　次に掲げる上場等株式投資信託の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1)　上場株式投資信託又は指定インデックス投資信託　委託者指図型投資信託約款において、信託財産の受益権一口当たりの純資産額の変動率を一致又は連動をさせる対象としている指定指数の名称

(2)　指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託　前条第二号ハ(1)(i)から(iv)までに掲げる投資の対象としている資産の区分

ヘ　外国投資信託に該当する場合には、その旨

ト　上場等株式投資信託の受益権を累積投資勘定に受け入れることができるものとして募集又は売出しを開始する年月日

チ　当該上場等株式投資信託の受益権が、前条第一号ロ(1)から(3)まで又は第二号ロ(1)から(3)までに掲げる要件を満たして募集又は売出しがされるものである旨

リ　前条第一号ロ(4)又は第二号ロ(4)の通知を行うための措置の概要

ヌ　その他参考となるべき事項

2　対象商品届出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　当該上場等株式投資信託の募集又は売出しに係る有価証券届出書及び委託者指図型投資信託約款の写し

二　当該上場等株式投資信託の受益権を累積投資勘定に受け入れることができるものとして募集又は売出しをする際に、当該受益権の募集又は売出しをする者と当該募集又は売出しに応じて当該受益権を取得する者との間で締結する契約に係る約款（前項第五号チに掲げる事項の記載があるものに限る。）

三　当該上場等株式投資信託が、その受益権を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものである理由を記載した書面

四　当該上場等株式投資信託が上場株式投資信託に該当する場合においては、前条第一号ニ(1)又は(2)に掲げる事項を証する書面

五　当該上場等株式投資信託が指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託に該当する場合においては、前条第二号ハ(1)から(4)までに掲げる事項を証する書面

3　第一項に規定する対象商品届出書は、同項第五号トに掲げる日の十五日前までに提出しなければならない。

（届出事項等変更届出書）

第四条　前条第一項の規定に基づき同項に定める対象商品届出書を提出した投資信託委託会社等は、当該対象商品届出書に係る上場等株式投資信託が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その旨及びその内容を記載した届出書（次項において「届出事項等変更届出書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、次項に規定する提出期限までに、当該上場等株式投資信託につき次条第一項に規定する対象商品廃止等届出書を提出する場合は、この限りでない。

一　対象商品届出書の記載事項に変更があるとき。

二　有価証券届出書又は委託者指図型投資信託約款の記載事項に重要な変更があるとき。

2　前項に規定する届出事項等変更届出書は、同項各号に掲げる場合に該当することとなる日の十五日前までに提出しなければならない。

（対象商品廃止等届出書）

第五条　第三条第一項の規定に基づき同項に定める対象商品届出書を提出した投資信託委託会社等は、当該対象商品届出書に係る上場等株式投資信託が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その旨及びその内容（第二号に掲げる場合に該当するときは、その理由を含む。）を記載した届出書（次項において「対象商品廃止等届出書」という。）を、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　信託契約期間が満了するとき。

二　信託を終了させるとき。

三　その受益権が租税特別措置法第三十七条の十四第一項第二号イ又はロに掲げる株式等に該当しないこととなるとき。

四　その受益権が租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十三項各号に掲げる要件に該当しないこととなるとき。

五　第二条第一号イからハまで若しくはニ(1)又は第二号イ若しくはロに掲げる要件に該当しないこととなるとき。

2　対象商品廃止等届出書は、当該上場等株式投資信託が前項各号に掲げる場合に該当することとなる日の三十日前までに提出しなければならない。

（安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的）

第六条　租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十三項第二号に規定する安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的は、次の各号に掲げる目的とする。

一　上場等株式投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

二　上場等株式投資信託の資産又は負債に係る価格変動及び金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益又は損失の増加又は減少の生じるおそれをいう。次号及び別表第二において同じ。）を減じる目的

三　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第二十七条の七第一項第六号に規定する先物外国為替取引により、上場等株式投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

（別表第一）

番号	地域の区分	指数
1	国内	TOPIX
2		日経平均株価
3		JPX日経インデックス400
4		MSCI Japan Index
5	海外等	MSCI ACWI Index
6		FTSE Global All Cap Index
7		MSCI World Index
8		MSCI World IMI Index
9		FTSE Developed Index
10		FTSE Developed All Cap Index
11		S&P500
12		CRSP U.S. Total Market Index
13		MSCI Emerging Markets Index
14		FTSE Emerging Index
15		FTSE RAFI Emerging Index